

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成29年7月7日
香川県知事 浜田 恵造

1. 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	瀧口 志津恵 丸亀市土器町東五丁目859番地
大規模小売店舗の名称及び所在地	ドラッグコスモス宇多津店 綾歌郡宇多津町浜六番丁91番地1外
	<p>1. 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 (変更前)1,263平方メートル (変更後)1,700平方メートル</p> <p>2. 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項</p> <p>1. 駐車場の収容台数 (変更前) 位置 図面3-1 建物配置図(変更前) 参照 収容台数 58台(1箇所) (変更後) 位置 図面3-2 建物配置図(変更後) 参照 収容台数 60台(1箇所) ※位置変更なし</p> <p>2. 駐輪場の位置及び収容台数 (変更前) 位置 図面3-1 建物配置図(変更前) 参照 収容台数 38台(2箇所) (変更後) 位置 図面3-2 建物配置図(変更後) 参照 収容台数 20台(1箇所)</p> <p>3. 荷さばき施設の位置及び面積 (変更前) 位置 図面3-1 建物配置図(変更前) 参照 面積 65.00平方メートル(1箇所) (変更後)</p>

<p>変更 しよう とする 事項</p>	<p>位置 図面3-2 建物配置図(変更後) 参照 面積 75.6平方メートル(1箇所)</p> <p>4. 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 (変更前) 位置 図面3-1 建物配置図(変更前) 参照 容量 17.28立方メートル(1箇所) (変更後) 位置 図面3-2 建物配置図(変更後) 参照 容量 13.5立方メートル(1箇所)</p> <p>3. 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項</p> <p>1. 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 (変更前) 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後8時 (変更後) 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後10時</p> <p>2. 来客が駐車場を利用することができる時間帯 (変更前) 午前9時30分から午後8時30分まで (変更後) 午前8時30分から午後10時30分まで</p> <p>3. 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 (変更前) 位置 図面3-1 建物配置図(変更前) 参照 箇所数 2箇所 (変更後) 位置 図面3-2 建物配置図(変更後) 参照 箇所数 3箇所</p>
<p>変更 年月 日</p>	<p>平成30年3月1日</p>
<p>変更 理由</p>	<p>建物の建替えによる施設の機能向上及び来客の利便性向上のため</p>

2. 届出年月日

平成29年6月29日

3. 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

<p>縦覧場所</p>	<p>香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町まちづくり課</p>
<p>縦覧期間</p>	<p>平成29年7月7日から平成29年11月7日まで</p>

4. 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内(平成29年11月7日まで)に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された書面については、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び宇多津町まちづくり課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

記載すべき項目	ア 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名 イ 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革 ウ 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地 エ 意見の内容
提出先	〒760-8570高松市番町四丁目1番10号 香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ